

障害者スキー普及講習会

～第41回日本チェアスキー大会～

免責事項説明書

1. 私は、これから参加する障害者スキー普及講習会（以下、講習会）が、自然の中で行われる生活及びスポーツであり、予測不可能な状況が起こりえること、また場合により怪我・傷害及び死亡等の結果が伴う危険な非日常生活であることを認識した上で講習会参加します。
2. 私はスキー場において、他のスキーヤーやスノーボーダー等を含むスキー場利用者に接触、衝突し、又は接触、衝突される可能性があることを認識しています。
3. 私は、スキー場において、自然又は人工の障害物に接触・衝突する可能性があることを認識しています。
4. 私は、指導員が同乗しないでリフトを利用する可能性があることを認識した上で、講習に参加します。また、リフトに乗る場合（指導員と同乗しない場合も含む）には、スキー場や指導員から受けた注意事項を遵守し、自己又は自己が装着するチェアスキー及びバイスキーの用具がリフトより落下しないよう注意します。
5. 私は、レンタルや自分で用意したチェアスキー及びバイスキーの用具に関し、自分の技術・体格にあったレベルに応じたものを選び、安全に滑走するための適切な調整を行った上で、講習に参加します。また、講習中においても、スキー用具を適切に装着できているか確認した上で、行動します。
6. 私は、講習前および講習中に受けた指導員からの指示・指導や注意に従います。
7. 私は、講習会に参加するに際し、自己の健康状態を確認し、良好な状態であると自己で認めた場合に限り、講習会に参加します。講習中、指導員から自己の健康状態について問われた際には、正直に自己の現在の健康状態について申告します。また、講習中に健康状態が悪くなった場合には、直ちに指導員に申し出て、指導員からの指示を仰ぎます。
8. 私は、スキー場の近くに怪我及び傷害に適切に対処できる医療機関がない場合がある可能性について認識した上で、講習に参加します。

9. 私は、指導員、医療従事者、スキーパトロール、スキー関係者から自分に医療的な処置が必要と判断された場合、講習会参加者もしくはたかつえスキー場の組織に従事する者が、適切な医療機関への連絡や搬送手続きを行うことを認めます。また、自分に応急的な医療的処置が必要と判断された場合、講習会参加者もしくはたかつえスキー場の組織に従事する者が、客観的にみて必要な応急処置をとることがあることを認めます。
10. 私は、講習会期間中に、怪我・傷害及び死亡その他の損害を被り、又は第三者に怪我・傷害及び死亡その他の損害を生じさせた場合であっても、次の（１）から（５）のいずれかひとつに該当する場合、障害者スキー連盟もしくは講習会参加者がいかなる結果についても法的責任を負わないことを認め、同時に、障害者スキー連盟もしくは講習会参加者に対して、損害賠償等の費用請求や法的行動をとりません。
- 1) 私が、本免責事項説明書及び誓約書の記載事項を守っていなかった場合。
 - 2) 指導員が私に対して、適切な安全対策を講じているなど、指導員に過失が存在しない場合。
 - 3) 不可抗力による事故の場合
 - 4) 私がスキー場の注意事項を守らなかった場合
 - 5) 不適切な行動をとった等、講習前及び講習中における私の行動に関して、私の過失が認められる場合。
11. 私は、別紙の誓約書に署名をする時点において、成年であり自己の自由意思により講習会に申し込んでいます。また、私が未成年の場合、家族の同意により、家族の保護者の署名により、講習会に申し込んでいます。

スポーツくら

